

令和3年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年6月14日（月）

議事日程（第1号）

令和3年6月14日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 市長の所信表明
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について）
- 報告第 5 号 令和2年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和2年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 7 号 令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について
- 日程第 4 議案第30号 常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 議案第31号 常陸太田市印鑑条例の一部改正について
- 議案第32号 常陸太田市手数料条例の一部改正について
- 議案第33号 常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について
- 議案第34号 常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事請負契約について
- 議案第35号 高規格救急自動車購入契約について
- 議案第36号 市道0139号線工事等委託契約について
- 日程第 5 議案第37号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 市長の所信表明
- 日程第 3 報告第2号ないし報告第7号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 4 議案第30号ないし議案第36号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第37号（提案理由説明）
-

出席議員

14番 川又照雄 議長 5番 藤田謙二 副議長

1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
6 番	深 谷 涉 議 員	7 番	平 山 晶 邦 議 員
8 番	益 子 慎 哉 議 員	9 番	菊 池 伸 也 議 員
1 0 番	深 谷 秀 峰 議 員	1 2 番	成 井 小 太 郎 議 員
1 3 番	茅 根 猛 議 員	1 5 番	後 藤 守 議 員
1 7 番	高 木 将 議 員	1 8 番	宇 野 隆 子 議 員

欠席議員

1 1 番	高 星 勝 幸 議 員	1 6 番	黒 沢 義 久 議 員
-------	-------------	-------	-------------

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八 千 代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市 民 生 活 部 長
柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商 工 観 光 部 長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	江 幡 治 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	富 田 弘 明 次 長 兼 議 事 係 長
秋 山 弘 行 総 務 係 長	

午前10時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。16番黒沢義久議員、11番高星勝幸議員、以上2名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和3年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

1番 森山一政議員 12番 成井小太郎議員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

去る4月14日、北茨城市において、県北市議会議長会が、同じく21日、水戸市において、茨城県市議会議長会が、それから関東市議会議長会、それから全国市議会議長会が、書面決議により開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、令和2年度定期監査報告書、令和3年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	宮田達夫君	教育長	石川八千代君
政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	加瀬智明君	総務部長	綿引誠二君
企画部長	岡部光洋君	市民生活部長	磯野初郎君
保健福祉部長	柴田道彰君	農政部長	根本勝則君
商工観光部長	中野亘君	建設部長	古内宏君
会計管理者	柴田雅美君	上下水道部長	畠山卓也君
消防長	大関正幸君	教育部長	武藤範幸君
農業委員会事務局長	榊一行君	秘書課長	岡田和也君
総務課長	高木道安君	監査委員	江幡治君

以上、18名でございます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月28日ま

で15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月28日まで15日間と決定いたしました。

日程第2 市長の所信表明

○川又照雄議長 次、日程第2、所信表明について、市長より発言があります。

市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。令和3年第2回常陸太田市議会定例会開会に当たりまして、私の所信を明らかにする機会をいただきましたことに対し、議長をはじめ、議員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

初の本会議におきまして、私の所信の一端を申し述べ、市民の皆様と議員の各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

まず初めに、4期16年の長きにわたり、市政発展のためにご尽力をされました大久保前市長のご功績とご功勞に対し、心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

私はこの度の市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ、各方面の皆様、そして、議員の皆様からご支援を賜り、市政運営の重責を担わせていただくことになりました。

この間、市民の皆様から直接、市政に対する期待や要望を伺うことができました。市民の皆さんのこの街を愛する心、農業や商業に対する思い、そして、元気なまち常陸太田市の実現を切に望んでいること、さらに、私に対し、新たな視点による市政運営を期待されていることなど、多くの皆様から我が町を真剣に思われておりますことに深い感動を覚えた次第でございます。

そして今、この常陸太田市議会の議場に立たせていただき、歴代の市長、歴代の議長をはじめ、多くの市議会議員の皆様、市職員の諸先輩方が市の発展を願い、より良い街の姿を追い求め、様々な努力を重ねてこられたことに、深く敬意を表するものでございます。

改めまして、私に課せられた使命と責任の重さに、身の引き締まる思いであり、決意を新たにしたいところでございます。

言うまでもなく、市政の最大の目的は、市民の命と健康を守り、市民が笑顔で安心して暮らせる生活を実現することです。

少子化・人口減少時代の逆風の中におきましても、先哲が脈々と培ってまいりました歴史や文化、産業を確実に次の世代につなげるため、東部土地地区画整理事業、市道0139号線真弓トンネル、新体育館建設の3つの事業を着実に完成に導いてまいります。

そして、最優先すべき課題であります新型コロナワクチン接種に万全を期し、コロナの影響を受けた市民の暮らしを応援し、また、市内経済の回復に全力で取り組み、その先頭に立ち、常陸太田市のリーダーとしての責務を果たしてまいりたいと考えております。

今後の市政運営の基本姿勢につきましては、これまで私が県職員時代に培った経験と人脈、そ

して副市長としての2期7年間の実務経験を生かし、「ふるさと常陸太田」発展のために、今何が必要か、何が求められているのか、市民の方々との意見交換の機会をできる限り創出し、市民の声に耳を傾け、市民の目線に立ち、各種施策を展開してまいります。

まず、第6次総合計画に掲げました本市の将来像「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田」の実現に向けまして、各種施策の点検を行いながら着実に進めてまいります。

また、本年は第6次総合計画前期基本計画の総仕上げの年度となっておりますことから、位置づけられた重点施策及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化・人口減少アクションプランに掲げた重点施策の着実な推進と、ポストコロナ時代を見据えた各種施策を果敢に推進してまいります。

厳しい財政状況の中ではございますが、議会の皆様、市民の皆様とともに知恵を出し合い、職員とともに汗を流し、「持続可能な魅力溢れる ふるさと・常陸太田」の実現を目指し、精一杯努力してまいり所存でございます。

その上で、私は、次の5つを基本方針として掲げ、市政運営に当たってまいりたいと考えております。

第1は、安全安心なまちづくりでございます。

前段述べさせていただきましたように、現在最も優先すべき課題は、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。ワクチン接種をはじめ、市内経済を回復基調に乗せ、市民の安全安心を確保するために、国や県、医師会等と連携を図りながら、万全の対策を講じてまいります。

災害に強いまちづくりといたしましては、一昨年の中日本台風の被害等を検証しながら、近年の集中豪雨等による想定外の災害に備えるため、国の久慈川緊急治水対策プロジェクトによる多重防御治水の推進や、減災に向けた、さらなる取り組みを推進してまいります。

また、市民の命を守るため、自主防災組織及び要配慮者利用施設等との連携、さらには避難行動要支援者等の避難体制を早急に整えますとともに、災害対策本部機能及び災害時職員初動体制の強化に努めてまいります。

原子力災害対策につきましては、避難先市町村等々の協力をいただきながら、実効性のある広域避難計画の策定を進めるため、感染症対策を講じた上で避難訓練等を実施し、さまざまな課題を整理しながら、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

通学路や生活道路の整備につきましては、児童生徒の安全安心の確保や市民生活の利便性の向上を図りますとともに、防災・減災対策などの観点からも、道路の環境整備に努めてまいります。

また、国県道の整備につきましては、国・県など関係機関と連携を図りながら進めてまいります。特に市道0139号線真弓トンネルの整備促進につきましては、通勤や緊急時の対応に重要な路線でありますことから、茨城県及び日立市と連携を図りながら整備を進めてまいります。

交通手段の確保につきましては、利用する高齢者や児童生徒等に寄り添いながら、市民にとって利便性の高い公共交通となりますよう、路線バスや乗り合いタクシーなどの利用状況の分析を進めますとともに、地域の特性や市民ニーズを的確に捉え、将来にわたり持続可能な交通体系を構築してまいります。

第2は、健康で快適な市民生活の実現でございます。

シニア世代が健康で安心して暮らせるまちづくりを最優先で進めてまいります。コロナ禍における適切な集団検診や婦人科検診、生活習慣病予防検診の充実、健康づくりに関する普及啓発やフレイルへの対策をより一層進め、病気の予防や早期発見、早期治療につなげるため、検診受診率の向上を図り、市民の誰もが健康でゆとりある老後を過ごすことができますよう、健康寿命の延伸に全力で取り組んでまいります。

健康づくりやスポーツを気軽に楽しむことのできる施設の充実といたしましては、未利用の市有施設を開放するなど、市民の要望にできる限り応えてまいります。さらに、トップレベル等の大会を開催することで、スポーツのすばらしさや感動を実感し、子どもたちに自らの夢や目標を育む場となるよう、また市民のスポーツ活動の拠点として、新総合体育館の整備を進めてまいります。

環境問題につきましては、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図るため、資源ごみの回収を継続いたしますとともに、省エネルギー機器等の導入、再生可能エネルギーの普及等を継続し、政府が目指す脱炭素社会実現へ積極的に取り組んでまいります。

第3は、少子化・人口減少対策でございます。

まず、これまで常陸太田市が全力を傾注してまいりました結婚から妊娠、出産まで切れ目のない支援を行う子育て世代に対する負担軽減等の支援策につきましては、引き続き実施をしてまいります。

これらの各種事業に加え、新たな視点で少子化・人口減少対策を進化させ、若い世代が住みたいと思うまちとして、数ある自治体の中から常陸太田を選んでもらえるような魅力のあふれる町を創造していきたいと考えております。

そのためには、買物環境を整えますとともに、各種広報媒体等を活用し、市民への情報提供はもちろんのこと、市外・県外の方々に、より効果的かつ戦略的に常陸太田市の魅力を発信し、将来世代が常陸太田を誇ることのできるよう、先頭に立ち、全力で疾走してまいります。

また、本年4月に開設いたしました子育て世代包括支援センター「ここキララ」において、情報提供や相談体制を整え、子育て世帯のニーズに合った事業を展開しますとともに、特色ある学校づくりにより教育のさらなる充実を図り、「子育てタウン日本一」を目指してまいります。

結婚支援等につきましては、いばらき出会いサポートセンターのAIマッチングシステムとの連携や市主催の積極的な婚活事業を進め、成婚率の向上を図ってまいります。

移住定住の促進につきましては、空き家・空き地バンク制度を充実させるため、各地域における物件の情報収集を強化し、利用者目線に立った制度として充実を図ってまいります。

第4は、活力ある産業づくりでございます。

安心して働くことのできる環境整備といたしましては、東部土地区画整理事業地や工業団地、学校跡地等への企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、コロナ禍、あるいは近年のICTの進展に伴い、テレワークを可能にする環境整備への支援の他、UIJターン者への起業・創業支援や企業ガイドブックの作成等により、市内への就

業の機会を創出しますとともに、地域振興の担い手であります事業者等への積極的な支援を行ってまいります。

農林畜産業につきましては、次世代を担う若年農業者や農業法人、団体等と連携し、地域おこし協力隊制度を活用しながら、新たな担い手づくりや事業継承を進めてまいります。

また、AI等の技術を活用したスマート農業や地域の特性を活かした農作物の高品質化、6次産業化等への支援を進め、農家の所得向上を図りますとともに、耕作放棄地の再生、有害鳥獣対策、森林整備など、国・県の各種補助制度を活用しながら、農林畜産業の振興と農村環境の保全を図ってまいります。

観光の振興につきましては、国道461号線、奥久慈グリーンライン武生線の開通により集客力の増加が見込まれますことから、水府・里美地区の観光施設のブラッシュアップを図ってまいります。また、コロナ後の交流人口・関係人口拡大等を見据え、引き続き旅行券の発行やバス会社等への支援を行ってまいりますとともに、サイクリングやアウトドアスポーツに適した観光資源を広く内外に情報を発信し、来訪者のさらなる増加に結びつけてまいります。

第5は、行財政運営でございます。

将来にわたり持続可能な行財政の経営基盤を確立するため、行政改革大綱に基づき、効果的・効率的な行政経営及び自主的・自立性の高い財政運営を基本と心がけ、行政組織の柔軟性・機動性を向上させてまいります。そして、刻一刻と変化する時代のニーズに迅速に対応し、常に新たな展開をすることのできるよう、普段から現状分析を心がけ、なすべきことをなすべき時期に実施できますよう、従来の事業の見直しを行いながら、新たな予算確保をいたしますとともに、公債費の抑制等に努めてまいります。

また、ウェブ会議の推進やテレワークなど、デジタル技術の活用等による事務の効率化や合理化を図り、柔軟な働き方を実現してまいります。

公共施設の適正管理の推進につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画に基づきまして、類似施設や老朽化の著しい施設から優先的に取り組み、財政の健全化に向け、市民の皆様と合意形成を図りながら、着実に進めてまいります。

ここまで政策の一端を申し述べさせていただきましたが、冒頭申し上げましたとおり、市民の皆様とともに知恵を出し合い、市民との協働によるまちづくりを基本とし、対話を大切にしながら、将来を担う若い世代に決して負担を残すことなく「魅力全開の常陸太田」を実現するため、誠心誠意全力投球で市政を運営してまいります所存でございます。市民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

続きまして、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、補正予算に関する専決処分の承認を求める報告3件、繰越明許繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告3件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、工事請負契約1件、物品購入契約1件、工事等委託契約1件、一般会計補正予算1件、合わせまして14件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、担当部長よりご説明をさせてい

たきます。議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 報告第2号ないし報告第7号

○川又照雄議長 次、日程第3、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、報告第5号令和2年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第6号令和2年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第7号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について、以上6件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。よろしくお願ひいたします。私からは、報告第2号から報告第6号までの5件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」等の一部改正に伴い、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を、本年3月31日付で専決処分させていただきました。内容につきましては、改正が多岐にわたるため、本日お配りしておりますA3横長の資料、令和3年第2回市議会定例会報告第2号資料、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例の概要によりご説明いたします。

改正は2条でございます。

1の改正条例第1条関係は、個人市民税、固定資産税、資料右側上段の軽自動車税の3点に係る改正でございます。

2の改正条例第2条関係につきましては、資料右側最下段の法人市民税に係る改正でございます。

初めに、1の改正条例第1条関係の個人市民税の改正内容についてご説明いたします。

資料左側上段の（1）住宅借入金等特別税額控除等の特例（控除期間を13年間とする特例）の延長をご覧願います。この住宅借入金等特別税額控除制度は、①の現行に記載のとおり、その控除期間を10年間としておりますが、②の特例措置といたしまして、消費税率が8%から10%へ改正されたことに伴う減税制度の拡充措置及び新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合、控除期間を10年から13年間とする措置が既に適用されております。

今回適用されます特例措置は、控除期間を13年間とする拡充措置を適用するための入居時期を、令和4年まで延長とするものでございます。

内容を図でご説明いたします。中段の図1をご覧願います。

①の現行では、適用される控除期間は10年間となっておりますが、②の特例措置として適用される控除期間は13年間とされたところです。これらに加え、新たに③の、今回の特例措置といたしまして、令和2年10月から本年9月末までに契約した方につきましては、対象となる入居時期を令和4年末まで延長するものでございます。なお、控除期間を13年間とする特例の延長の対象者につきましては、適用年の各年において所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人市民税から控除するものでございます。また、この措置による市の減収分につきましては、国費で補填されるものでございます。

続きまして、固定資産税の改正内容をご説明いたします。

資料中段の固定資産税（1）土地に係る固定資産税等の負担調整措置をご覧ください。

この負担調整措置は、課税標準額変動時の激変緩和措置でございます。

内容につきましては、①といたしまして、令和3年度から令和5年度までの間、負担調整措置を継続するものでございます。

②でございますが、図2をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和2年度から地価上昇により税額が増加する場合、令和3年度に限り令和2年度の税額に据え置く措置を講ずるものでございます。

続きまして、資料の右側上段の軽自動車税の改正内容をご説明いたします。

改正点は2点ございます。

1点目は（1）環境性能割の税率の見直し・臨時的軽減の延長でございます。

税率の見直しにつきましては、①新たな燃料基準の下での税率区分の見直しでございます。

図の3をご覧ください。

左側の現行の表中、ガソリン車、ハイブリット車、LPG車に適用しております燃料基準が、2020年度基準から、右側の改正後の表のとおり、2030年度基準へ見直しとなります。この見直しにより、クリーンディーゼル車は、新たな2030年度基準により、非課税または1%の税率に区分されるものでございます。

②は、臨時的期限の延長についてです。

上記①の税率区分の見直しを図った上で、環境性能割の税率を1%分軽減する期限を9か月延長し、本年12月31日までに取得した自家用乗用車を対象とするものでございます。なお、この環境性能割ですが、自動車取得税が消費税率8%から10%への改正時に廃止されたことに伴い、自動車の取得時にその燃費性能に応じて新たに課税されることとなったものでございます。

続きまして、2点目は（2）種別割のグリーン化特例の見直しでございます。

種別割のグリーン化特例とは、環境負荷の小さい軽自動車に対して税率を軽減することですが、この種別割において講じている燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例）について、対象区分の重点化及び燃料基準の切替えを行い、適用期限を2年延長する措置を講ずるものでございます。

図4をご覧ください。

自家用乗用車の場合でございますが、左側の現行の表に記載の区分から右側の改正後の表のとおり、対象となる車両区分を電気自動車等とし、軽減率を75%軽減のみとするものでございます。

次に、下段の2の改正条例第2条関係に係る改正でございます。

令和2年改正条例第2条のうち、第29条、第30条、第32条について改正するものでございます。

改正内容といたしましては、「地方税法」等の一部改正に伴い生じました法人市民税に係る条項のずれの整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

7ページをお開き願います。

中段の附則でございますが、本条例は、本年4月1日から施行するものでございますが、第1号から第3号においては、それぞれの日から施行するものでございます。なお、同条第3号の附則第3条第3項及び第4項の規定の施行期日につきましては、「産業競争力強化法」等の一部を改正する法律の公布日となりますが、この法律につきましては、本年6月9日に国会において可決されたところでございますが、公布・施行につきましては今後行われますことから、括弧内の法律番号が空欄となっております。この法律番号につきましては、同法律の公布後に補充いたします。

第2条から9ページの第4条までにつきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置を規定いたしました。後ほどご覧おき願います。

報告第2号は、以上でございます。

続きまして、大きく飛びまして、議案書27ページをお開き願います。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

28ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」等の一部改正に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、本年3月31日付けで専決処分させていただきました。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、31ページをお開き願います。

今回の改正は、附則の改正でございます。上段の附則第2項から第4項でございますが、「地方税法」附則第15条の改正に伴い生じました条項のずれの整備を行うものでございます。

附則第2項から第4項までの内容でございますが、附則第2項は、特定事業所内保育施設設置に係る軽減特例、附則第3項は、市民緑地整備に係る軽減特例、附則第4項は、浸水被害軽減地区に係る軽減特例となっております。

中段の左側、改正案の附則第6項でございますが、課税標準額変動の際の激変緩和措置であります負担調整措置の適用期間を、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するとともに、下段の下線部分に追加しましたとおり、令和3年度の課税標準額が上がる場合には、前年度の課税標準額とする上乗せの特例措置を講ずるものでございます。

32ページをお開き願います。

左側、改正案の附則第7項及び第8項でございますが、評価替えの据置年度となります令和4年度及び令和5年度の2か年分につきまして、負担調整措置を適用するものでございます。

33ページをご覧ください。

左側、改正案の附則第9項及び第10項でございますが、負担調整措置適用につきまして、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するものでございます。

34ページをお開き願います。

左側改正案の附則第11項でございますが、負担調整措置適用につきまして、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するとともに、令和3年度の課税標準額が上がる場合には、前年度の課税標準額とする上乗せの特例措置を講ずるものでございます。

下段の附則第15項でございますが、「地方税法」附則第15条の改正に伴い生じました条項のずれの整備を行うものでございます。

35ページをご覧ください。

附則第16項でございますが、「地方税法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、従来から適用しております課税標準額の計算方法の特例適用について、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するものでございます。

恐れ入りますが、30ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

報告第3号は、以上でございます。

続きまして、議案書36ページをお開き願います。

報告第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

37ページに専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対します子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を迅速に支給するため、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）を、本年4月7日付で専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、39ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,229万1,000円を追加し、総額を247億7,029万1,000円としたものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、44ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正につきましては右側、説明欄の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の事業費及び事務費、合わせまして2,229万1,000円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策関連の補正につきましては、別途資料をご用意いたしましたので、そちらをご覧ください。A3縦長の資料、令和3年第2回

市議会定例会報告第4号、議案第37号資料、新型コロナウイルス感染症対策補正予算概要でございます。

1段目の報告第4号一般会計補正予算（第1号）をご覧ください。

1は、国の事業である低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）でございます。

予算措置が、3款2項3目児童措置費に、3節職員手当等から12節委託料までの事務費及び18節負担金補助及び交付金、合わせまして2,229万1,000円を追加したものでございます。

財源は、厚生労働省の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金を充當いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は282世帯で、内訳は、（1）の本年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方273世帯、（2）の公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方4世帯、（3）の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方5世帯でございます。

支給額は、児童1人当たり一律5万円を支給するものとし、支給日につきましては、（1）の方は、児童扶養手当の支給日に合わせまして、本年5月11日に256世帯へ、対象児童数は371人に対しまして支給が完了いたしまして、（2）及び（3）の方は、本年5月6日から申請を受け付けており、順次支給を行っております。

報告第4号は、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

続きまして、議案書49ページをお開き願います。

報告第5号は、令和2年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和2年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告を行うものでございます。

50ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

関係機関等との調整に日時を要したものの、物品購入に当たり納品までに日時を要したものの、さらには、国補助の採択に伴い新年度事業として実施するものなど、3月の定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、2款1項の電気自動車購入事業から53ページにわたります最終行の10款2項道路橋梁災害復旧事業までの、ご覧の48事業のうち37事業、合計額18億8,360万7,174円を令和3年度に繰り越すものでございます。

報告第5号は、以上でございます。

続きまして、54ページをお開き願います。

報告第6号は、令和2年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和2年度常陸太田市一般会計予算事故繰越しに係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定により報告を行うものでございます。

55ページをお開き願います。事故繰越し繰越計算書でございます。

令和2年度へ繰り越しました令和元年東日本台風により被災した農業用機械の復旧支援補助事業4億1,399万円のうち、農事組合法人が所有する機械への補助259万2,000円について、海外製の部品の納入が新型コロナウイルス感染症の影響により遅延したことに伴い、令和2年度内の補助完了が困難となったため、令和3年度に繰り越すものでございます。

報告第6号は、以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 報告第7号につきまして、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の56ページをお開き願います。

報告第7号は、令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書についてでございます。

令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定に基づき、報告をするものでございます。

57ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1行目の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費の雨水幹線整備工事につきましては、国の第3次補正の社会資本整備総合交付金等を活用した事業といたしまして、工期不足により年度内着工が困難なため、1億4,600万円を繰り越したものでございます。

具体的に申しますと、本年3月の第1回市議会定例会におきまして、予算の追加補正をご承認いただきました東部土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備工事でございます。

続きまして、2行目の那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、茨城県が施工いたします那珂久慈流域下水道建設工事に対します本市の負担金におきまして、県施工工事が繰越しとなりましたため、497万2,000円を繰り越したものでございます。

報告第7号に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第30号ないし議案第36号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第30号常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、議案第31号常陸太田市印鑑条例の一部改正について、議案第32号常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第33号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、議案第34号常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事請負契約について、議案第35号高規格救急自動車購入契約について、議案第36号市道0139号線工事等委託契

約について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書58ページをお開き願います。

議案第30号は、常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、地区計画の区域内における建築物又はその敷地に関する制限に当たり、当該地区における適正な環境を確保することに関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、策定済みの地区計画の運用に当たり、法的拘束力を持たせるため、新規に制定いたします。そのため、関連する地区計画の内容につきましても、この場で併せてご説明させていただきたく、議案の内容につきましては、本日お配りしておりますA3横長、両面刷りの資料、令和3年第2回市議会定例会、議案第30号資料、常陸太田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の概要によりご説明いたします。

初めに、地区計画についてご説明いたします。

資料の1、地区計画についてをご覧ください。

(1)は地区計画の目的です。道路や公園などの公共施設の配置や建築物の建て方などに関するルールを定めることにより、地区の良好な環境を整備・保全することを目的としております。

(2)は経緯です。ご覧のとおり、市では現在、四季の丘はたそめ地区、真弓ヶ丘団地地区、常陸太田市東部地区の3つの地区計画を策定しており、それぞれの地区に合わせた内容により都市計画決定の手続きを経まして、運用を行っております。

(3)はそれぞれの地区計画の内容です。

初めに、①四季の丘はたそめ地区についてご説明いたします。

地区区分は、住宅地区から商業・業務B地区までの4つの地区区分がございます。下段に地区計画図がございます。

初めに、住宅地区は地区計画図内の緑色の区域で、低層住宅地となっております。なお、当該地区は、建築協定により住環境保全のルールが定められておりますので、地区計画では制限を定めておりません。

次に、文教・厚生地区は、地区計画図内の黄緑色の区域で、教育及び福祉施設としての良好な住環境を保全します。主な制限内容は、共同住宅等や神社・寺院等の建築制限や、壁面の位置を境界から1.2メートル以上離すこと、また、塀を開放的なフェンス等にすることなどです。

次に、商業・業務A地区は、地区計画図内のピンク色の区域で、生活利便施設の立地を図ります。主な制限内容は、ホテルや畜舎、工場等の建築制限や、壁面位置を境界から2メートル以上離すこと、また、塀を開放的で1.8メートル以下のフェンス等にすることなどです。

最後に、商業・業務B地区は、地区計画図内の黄色の区域で、小規模な生活利便施設の立地を

図ります。主な制限内容は、ホテルや畜舎、工場等の建築制限や、壁面位置を境界から1.2メートル以上離すこと、また、塀を開放的で1.2メートル以下のフェンス等にすることなどです。

続きまして、資料の右側上段の②真弓ヶ丘団地地区についてご説明いたします。

地区区分は、住宅地区から商業・業務B地区までの3つの地区区分がございます。中段に地区計画図がございます。

初めに、住宅地区は、地区計画図内の黄色の区域で、低層住宅地となっております。主な制限内容は、第一種低層住居専用地域と同等となっております。店舗・事務所・ホテル・遊戯施設・工場等の建築制限や、容積率80%、建蔽率40%、また、建築物の高さを10メートル以下とすることなどです。

次に、商業・業務A地区は、地区計画図内のピンク色の区域で、本地区及び地区周辺住民を対象とした生活利便施設の立地を可能とする区域となります。主な制限内容は、第二種中高層住居専用地域と同等となっております。ホテル・遊戯施設・工場等の建築制限や、容積率200%、建蔽率60%、また、建築物の高さを10メートル以下とすることなどです。

最後に、商業・業務B地区は、地区計画図内の黄緑色の区域で、戸建住宅の環境を維持しつつ、団地内の活性化にも役立つ施設の立地も可能とする区域となります。主な制限内容は、第一種中高層住居専用地域と同等となっております。事務所・ホテル・遊戯施設・工場等の建築制限や、容積率200%、建蔽率60%、また、建築物の高さを10メートル以下とすることなどです。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

続きまして、資料の左側上段の③常陸太田市東部地区についてご説明いたします。

地区区分は、商業施設地区から複合施設B地区まで、3つの地区区分がございます。中段に地区計画図がございます。

初めに、商業施設地区は、地区計画図内の黄色の区域で、近隣公園や既存の保育園との調和を図りながら、ゆとりのある空間を活かした広域的な商業施設の立地を図ります。主な制限内容は、住宅やパチンコ店、キャバレー、神社・寺院、自動車教習所、倉庫業倉庫等の建築制限や、最低敷地面積を1,000平方メートルとすること、また、壁面位置を境界から5メートル以上離すことなどです。

次に、複合施設A地区は、地区計画図内の水色の区域で、産業振興の拠点となる業務施設や商業施設等によるにぎわいの形成を図ります。主な制限内容は、住宅やパチンコ店、キャバレー、神社・寺院、自動車教習所、倉庫業倉庫等の建築制限や、最低敷地面積を1,000平方メートルとすること、また、壁面位置を境界から5メートル以上離すことなどです。

最後に、複合施設B地区は、地区計画図内の黄緑色の区域で、国道349号及び同バイパスの結節点に近接した立地条件を活かし、業務施設や娯楽施設等の集積を図ります。主な制限内容は、住宅や1万平方メートルを超える店舗、パチンコ店、キャバレー、倉庫業倉庫等の建築制限や、最低敷地面積を500平方メートルとすること、また、壁面位置を境界から1メートル以上離すことなどです。

続きまして、(4)課題です。

地区計画の運用に当たりまして、地区計画に適合しない場合の指導勧告には法的拘束力がないこと、このため制限に適合しない建築物を建てられてしまうおそれなどの課題がございます。

以上が、策定済みの地区計画の概要でございます。

続きまして、条例化についてご説明いたします。

下段の大きな2、条例化についてをご覧ください。

(1)は条例化の目的です。

条例施行により、法的拘束力を持たせることで、適正な都市機能及び健全な都市環境をより確実に確保することを目的として条例化するものです。

(2)は条例化へのこれまでの手続についてです。

条例に制限を設けることから、関係機関であります茨城県及び水戸地方検察庁との協議を進めまして、条例案をまとめまして、本年3月10日から4月8日までの30日間、パブリックコメントを実施したところでございます。なお、パブリックコメントへの意見はございませんでした。

資料の右側上段をご覧ください。

(3)は、条例の構成及び内容でございます。

第1条は、目的です。「建築基準法」第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物又はその敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保することを目的としております。

第2条は、用語の定義です。「建築基準法」及び同法施行令において使用する用語と同様の取扱いとなります。

第3条は、適用区域です。四季の丘はたそめ地区地区整備計画区域、真弓ヶ丘団地地区地区整備計画区域及び常陸太田市東部地区地区整備計画区域の3地区を適用区域といたします。

第4条から第10条までにつきましては、適用区域内における各種制限について規定しております。内容につきましては、先ほどの地区計画の概要においてご説明いたしました制限内容を項目ごとに明文化しております。条ごとにご説明いたします。

第4条は、建築物の用途の制限です。第3条に規定する区域内において建築してはならない建築物を定めております。

第5条及び第6条は、建築物の容積率・建蔽率の制限です。本条例では、真弓ヶ丘団地地区のみ制限を定めております。なお、四季の丘はたそめ地区及び常陸太田市東部地区につきましては、都市計画決定された制限がございます。

第7条は、建築物の敷地面積の最低限度です。建築物の敷地面積の最低限度を地区ごとに定めております。

第8条は、建築物の壁面位置の制限です。建築物の外壁面又はこれらに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離を地区ごとに定めております。

第9条は、建築物の高さの限度です。建築物の高さの制限を地区ごとに定めております。

第10条は、建築物の塀の構造の制限です。建築物の塀の構造の制限について、地区ごとに定めております。

第11条は、建築物の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置です。建築物の敷地の過半が区域内にある場合は、条例を適用することなどについて規定しております。

第12条及び第13条は、制限の緩和です。既存の建築物に対する制限の緩和等について規定しております。

第14条は、適用除外です。市長が周辺の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地については、当該許可の範囲内において、第4条、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は適用しないことを規定するものです。

第15条は、委任です。条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。なお、この規則につきましては、議案書の75ページから87ページにかけまして、参考資料として掲載しておりますので、後ほどご覧願います。

第16条は、罰則です。本条例第4条、第5条から第7条第1項、第8条及び第9条の規定に違反した場合、50万円以下の罰金に処することを規定するものです。

第17条は、両罰規定です。

附則ですが、本条例は制度の周知期間を取り、本年10月1日から施行するものでございます。

最後に、(4)条例化に伴う変更点についてでございます。

本条例施行後は、「建築基準法」に基づく県等による建築確認申請審査に、地区計画の内容が追加されまして、本条例に適合したものが建築確認を受けることができるようになるものでございます。

議案第30号については、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

続きまして、議案書88ページをお開き願います。

議案第31号は、常陸太田市印鑑条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、証明書等の取得に当たり、市民の利便性向上を図るため、本年7月1日から、個人番号カードを利用した証明書窓口申請受付サービスを開始することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが90ページをお開き願います。

本条例第12条は、印鑑登録証明書の交付申請について規定しております。

左側、改正案において、新たに第2項を追加し、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付申請ができるよう改正するものでございます。

改正の背景でございますが、個人番号カードの利用促進策の一つとして、証明書コンビニ交付サービスを本年2月1日より開始したところでございますが、本庁市民課及び各支所窓口においても交付申請手続を簡略化できるサービスを導入し、さらなる利便性の向上を図るものでございます。

なお、下段、第13条の改正については、個人番号カードについて定義したものでございますが、第12条で新たに定義することに伴い、削除するものでございます。

恐れ入りますが、８９ページにお戻り願います。

下段、附則でございますが、本条例は、本年７月１日から施行するものでございます。

議案第３１号は、以上でございます。

続きまして、議案書９１ページをお開き願います。

議案第３２号は、常陸太田市手数料条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年５月１９日に公布され、その一部が本年９月１日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、９３ページをお開き願います。

右側、現行の別表第１中、中段の第１２項は、個人番号カードの再交付に係る手数料を１枚につき８００円と規定しておりますが、左側、改正案ではこれを削り、第１３項を第１２項とし、第１４項から第４３項までを１項ずつ繰り上げるものでございます。

改正の背景でございますが、このたびの法律改正により、個人番号カードの運営体制の抜本的強化が図られ、今後におきましては、国の地方公共団体情報システム機構が主体となり、これまでの事務につきましては、市に対しましては法定受託事務化されますことから、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものでございます。

恐れ入りますが、９２ページにお戻り願います。

下段、附則でございますが、本条例は、本年９月１日から施行するものでございます。

議案第３２号は、以上でございます。

続きまして、議案書９４ページをお開き願います。

議案第３３号は、常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、峰山中学校区内における小学校並びに金砂郷中学校区内における小学校をそれぞれ統合することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

９５ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、市立小中学校の名称及び位置を規定しております別表を改正し、統合後の学校名及び位置について確定するものです。

上段におきましては、峰山中学校区内の常陸太田市立西小沢小学校、常陸太田市内田町１０９６番地、常陸太田市立幸久小学校、常陸太田市上河合町２番地及び常陸太田市立佐竹小学校、常陸太田市谷河原町２９８番地の３小学校を、名称を常陸太田市立峰山小学校とし、位置を現在の佐竹小学校の位置であります、常陸太田市谷河原町２９８番地に改め、下段におきましては、金砂郷中学校区内の常陸太田市立金砂郷小学校、常陸太田市高柿町３２５番地の１、常陸太田市立郡戸小学校、常陸太田市中野町２番地及び常陸太田市立久米小学校、常陸太田市大里町４４０１番地の３小学校を、名称を常陸太田市立金砂郷小学校、位置を現在の久米小学校の位置であります、常陸太田市大里町４４０１番地に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は令和４年４月１日から施行するものでございます。

議案第33号は、以上でございます。

続きまして、議案書97ページをお開き願います。

議案第34号は、常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事請負契約についてでございます。

本年5月13日に、一般競争入札に付した常陸太田市立久米小学校校舎大規模改造工事について、請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

3の契約の金額は、1億8,810万円。

4の契約の相手方は、日立市の鈴縫工業株式会社と常陸太田市の株式会社梅原工務店による鈴縫・梅原特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、日立市城南町1丁目11番31号の鈴縫工業株式会社代表取締役、鈴木達二でございます。

98ページをお開き願います。

工事の概要でございます。

1の施設概要でございますが、所在地は常陸太田市大里町4401番地、構造は鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積は2,871平方メートルでございます。

2の改修工事内容でございますが、内部につきましては、床・壁の再塗装、照明器具のLED化等、外部につきましては、外壁・屋根の再塗装を行う工事でございます。99ページから103ページにかけまして、配置図、各階の平面図等がございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第34号は、以上でございます。

続きまして、議案書104ページをお開き願います。

議案第35号は、高規格救急自動車購入契約についてでございます。

本年5月12日に一般競争入札に付した高規格救急自動車購入について、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

3の契約の金額は、1,957万8,900円。

4の契約の相手方は、水戸市千波町1949番地1,茨城日産自動車株式会社法人営業部次長、中西洋之でございます。

105ページに、今回購入する高規格救急自動車の概要がございますので、後ほどご覧おき願います。

なお、本件の予定価格は2,000万円以上でありましたので、「地方自治法」の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第35号は、以上でございます。

続きまして、議案書106ページをお開き願います。

議案第36号は、市道0139号線工事等委託契約についてでございます。

本年5月18日に茨城県と仮契約を行いました市道0139号線工事等委託契約について契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

委託契約の内容でございますが、2の契約の方法は随意契約、3の契約の金額は7億1,300万円、4の契約の相手方は茨城県知事、大井川和彦でございます。

107ページをお開き願います。

委託契約の概要でございます。

委託場所は、常陸太田市幡町から日立市金沢町地内、委託内容は、亀作町地内の5号橋の橋りょう下部工事、2号跨道橋の橋りょう下部工事、亀作町、高貫町地内の道路改良工事、また、これに伴う亀作町地内の仮設道路工事及び環境調査業務でございます。

なお、この事業におけるこれまでの進捗状況を申し上げますと、委託先である茨城県において、亀作町地内の4号橋の橋りょう下部工事、6号橋の橋りょう下部工事の施工業者が先月決定されて、準備が整い次第、工事に着手する見込みでございます。108ページに、全体の平面図としまして、今年度の委託箇所を赤枠赤字で、施工業者が決まった箇所を黒枠黒字で表示してございますので、後ほどご覧おき願います。

提出議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第5 議案第37号

○川又照雄議長 次、日程第5、議案第37号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊、横長の議案書、令和3年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

1枚おめくり願います。

議案第37号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,339万1,000円を追加し、総額を249億3,368万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の15款1項2目衛生費国庫負担金926万8,000円及び2段目の15款2項3目衛生費国庫補助金4,076万3,000円、並びに3段目の16款2項3目衛生費県補助金167万3,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業の財源として追加するものでございます。

恐れ入りますが、2段目にお戻り願います。

15款2項1目総務費国庫補助金7,992万1,000円の補正につきましては、今回の補正の財源として交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

同款同項2目民生費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします国の事業であります、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の財源として、3,075万円を追加するものでございます。

4段目の16款3項6目教育費委託金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします学校安全総合支援事業の財源として、101万6,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正につきましては、後ほど別紙資料により一括してご説明させていただき、一般の補正につきましては、補正予算により、ここでご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。

下段の9款3項2目教育振興費のうち、7節報償費19万2,000円及び10節需用費82万4,000円の補正につきましては、5月26日付で、峰山中学校区が国の学校安全総合支援事業のモデル地域として指定されたことに伴い追加するものでございます。

この事業は、不審者侵入や交通事故、多発する自然災害から、児童生徒等が自らの命を守るために、主体的に行動する態度を育成するとともに、組織的な学校安全体制を構築することを目的とするものでございます。峰山中学校区においては、災害安全をテーマとして、危機管理マニュアルの見直しや教職員向け研修会、タイムライン作成などを実施するものでございます。

一般分の補正につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、別途資料をご覧願います。

A3縦長、両面刷りの資料、令和3年第2回市議会定例会報告第4号、議案第37号資料、新型コロナウイルス感染症対策補正予算概要でございます。

2段目の議案第37号一般会計補正予算（第2号）をご覧願います。

事業は、大きく4つの区分で実施してまいります。

1は子育て世帯向け支援事業でございます。ご覧の4事業を追加いたします。

1は、国の事業である低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）でございます。

予算措置は、3款2項3目児童措置費に、3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金まで、合わせまして3,075万円を追加するものでございます。

財源は、厚生労働省の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金を充當いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は371世帯で、内訳は、（１）の本年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方、または新規で認定を受けた方であって今年度分の住民税均等割が非課税である方298世帯、（２）の今年度中に16歳から18歳に到達する児童のみを養育している方で、本年度分の住民税均等割が非課税である方33世帯、（３）の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本年度分の住民税均等割が非課税である水準と同様の事情となった方40世帯でございます。

支給額は、児童1人当たり一律5万円を支給するものとし、支給開始時期は7月中を見込んでおります。

2は、市独自事業の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

予算措置につきましては、3款2項3目児童措置費に、11節役務費から18節負担金補助及び交付金まで、合わせまして2,007万6,000円を追加するものでございます。

財源といたしましては、費用の全額に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、低所得の子育て世帯を支援するため、国の子育て世帯生活支援特別給付金に上乗せして、市独自の給付金を支給するものでございます。

支給対象者は636世帯で、内訳は、（１）の国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分支給対象）の方265世帯、（２）の国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給対象の方371世帯でございます。

支給額は、児童1人当たり一律2万円を支給するものとし、支給開始時期は7月中を見込んでおります。

3は、低所得の子育て世帯に対する食事券配布でございます。

予算措置につきましては、3款2項3目児童措置費に、18節負担金補助及び交付金692万6,000円を追加するものでございます。

財源といたしましては、費用の全額に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の食を確保するとともに、家族の触れ合いの機会を確保するため、食事券を配布するものでございます。

支給対象者は636世帯で、内訳は、（１）の国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給対象の方265世帯、（２）の国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給対象の方371世帯でございます。

食事券の金額は1世帯当たり1万円分、利用可能店舗は市商工会加盟店、事業実施主体は市社会福祉協議会で、事業開始時期は7月中を見込んでおります。なお、食事券の利用により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店の支援にもつながるものと考えております。

4は、修学旅行延期に伴うキャンセル料支援でございます。

予算措置につきましては、9款3項2目中学校の教育振興費に、18節負担金補助及び交付金

35万1,000円を追加するものでございます。

財源といたしましては、費用の全額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、修学旅行を延期したことにより発生したキャンセル料を補助するもので、対象者は太田中学校及び世矢中学校の保護者137名でございます。

以上、子育て世帯向け支援事業といたしまして、合計5,810万3,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

次に2は、地域経済活性化事業者向け支援事業でございます。ご覧の3事業を追加いたします。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

1は、プレミアム付き商品券の拡充でございます。

予算措置は、6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金3,090万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ市内消費のさらなる喚起及び市内商工業の振興を図るため、本年度当初予算で計上いたしましたプレミアム付き商品券のプレミアム率を上げいたします。また、幅広く市民に利用していただけるよう、1冊当たりの購入価格の引下げ等を行うとともに、高齢者に配慮し、優先販売を行うものでございます。プレミアム率は、変更前10%を20%に、額面等は変更前1万1,000円分となる1,000円券11枚つづりを、6,000円分となる500円券12枚つづりに、購入価格は変更前1万円を5,000円に、購入限度は変更前2冊を4冊に、発行冊数は変更前1万5,000冊を4万冊といたします。なお、事業実施主体は市商工会で、事業開始時期は8月中を見込んでおります。

2は、営業時間短縮要請と関連事業者支援一時金でございます。

予算措置は、6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金1,200万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、茨城県が行った営業時間短縮要請及び不要不急の外出・移動自粛要請により影響を受け、県の一時金の支給対象とならない市内中小企業及び個人事業者に対し、一時金を支給するものでございます。

支給対象者は、本年1月または2月の売上が、前年または前々年同月比で、20%以上50%未満の事業者で、支給額は一律10万円、事業開始時期は7月中を見込んでおります。

3は、離職者等雇用事業所奨励金でございます。

予算措置は、6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金250万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った方を雇用する事業者を対象に奨励金を支給するものでございます。

支給対象者は、市内に本社・事業所のある雇用保険適用事業所のうち、就労の場を失った方を前年12月から本年11月末日までに雇用し、3か月以上継続して雇用した事業者でございます。

支給額は、市民雇用1人当たり10万円、事業開始時期は7月中を見込んでおります。

以上、地域経済活性化事業者向け支援事業として、合計4,540万円を計上いたしました。

次に3は、市議会のICT化推進でございます。

予算措置は、1款1項1目議会費に、7節報償費から17節備品購入費まで、合わせまして716万8,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、コロナ禍など不測の事態においても円滑に市議会を運営できるよう、分散会議やオンライン会議に対応するインターネット環境を整備するものでございます。整備内容は、タブレット端末を23台購入するとともに、文書共有システムを導入し、議会フロアに無線LANアクセスポイントを設置するものでございます。

最後に4は、ワクチン接種体制の整備でございます。

予算措置は、4款1項2目予防費に、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、合わせまして5,170万4,000円を追加するものでございます。

財源は、厚生労働省の新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金接種体制確保事業国庫補助金及び茨城県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、ワクチン接種を推進するため、接種体制を整備するものでございます。集団接種を休日も実施するとともに、時間外・休日に集団接種会場へ医師等を派遣した医療機関へ人件費相当を補助し、高齢者を対象とする集団接種会場への送迎バスを拡充するものでございます。

最下段、合計でございますが、9つの事業に1億6,237万5,000円を追加いたします。

議案第37号は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月16日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時32分散会